

# 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 特殊勤務手当の見直しについて  
 交渉日時 平成23年2月21日(月) 16時00分～17時30分  
 交渉場所 うじ安心館3階大会議室  
 交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長  
 蒲原主幹 石田主幹 山田給与係長  
 組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等  
 計12人

概要	特殊勤務手当の見直しについて交渉を行った。
組合側の主張	<p>① 市長出席の前の交渉は、平成23年1月31日だが、平成23年2月16日にも交渉はした。現在の市長の特殊勤務手当見直しについての考え方は。</p> <p>② 平成22年3月定例会の附帯決議だが、それに至る背景には、平成21年1月26日に特殊勤務手当見直しについてはじめて提起され、約7か月経過後の平成21年8月24日にやっと方向性について提起され、具体的な見直し内容や手当額について提起されたのは平成22年2月17日である。そして、見直しの実施日である平成22年4月1日までの約1か月半しかない中で、過去では3年くらいかけて交渉してきたものを個別の手当について合意を得るのは時間がかかるため、妥結できるものから妥結しようと努力したものである。また、ごみ収集作業手当については、当初から組合は日600円は無理であると一貫して主張してきた。これらの経過を踏まえて、市長はどう思っているのか。</p> <p>③ 組合は、日600円の提起を受けたとき、すぐに無理と言った。当局が日600円しかないと言うならば、妥結は無理。</p> <p>④ 現在、2年連続の人事院勧告により収入減となっており、この10年間でも年収で約60万円減となっている。申し入れ時の意見にもあったように、生活できないとまではいかないが学費の支払いが厳しくなったりしているのが現状。</p>
当局の主張	<p>① 平成22年3月定例会で附帯決議が出され、現在まで交渉を積み重ねてきた。平成23年2月16日の交渉に出席できなかったが、交渉内容は聞いている。地方公務員法第24条第3項に類似団体は規定されていないが、類似団体の支給額平均で提起した。</p> <p>② 平成21年1月26日にはじめて特殊勤務手当見直しについて提起した時は、市長選挙が終わり人事給与制度検討委員会において残る見直し課題は何かと問われていた時期であり、市長選挙でも公約に人事給与制度見直しや給与の適正化をあげていた。</p> <p>③④ -</p>